

個人住民税の課税誤りについて（お詫び）

日頃より村の税務行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
この度、住民税について、下記のとおり課税誤りがあることが判明しました。
納税者の皆様に多大なご迷惑をおかけし、税務行政への信頼を損なうこととなったことを深くお詫び申し上げます。

令和6年7月12日

明日香村長 森川 裕一

1. 概要

個人住民税について均等割の税率を軽減（※）すべきところ、軽減されていないことが判明いたしました。

期間：平成26年度～令和6年度

（課税台帳の保存年限が10年であるため平成26年度までの過去10年間分確認）

軽減の内容（※）：

- ① 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る）50円
- ② ①に掲げる同一生計配偶者又は扶養親族を2人以上有する者 当該同一生計配偶者又は扶養親族1人につき50円
ただし、減額すべき額が100円を超える場合には100円

2. 原因

課税事務において、確認不足によるものです。

3. 対象人数及び還付金額

年度	対象人数	還付金額
令和6年度	59人	5,900円
令和5年度	63人	6,300円
令和4年度	69人	6,900円
令和3年度	69人	6,900円
令和2年度	78人	7,800円
令和元年度	89人	8,900円
平成30年度	90人	9,000円
平成29年度	91人	9,100円
平成28年度	82人	8,200円
平成27年度	82人	8,200円
平成26年度	85人	8,500円
合計	857人	85,700円

※合計所得 令和2年度以前38万円以下 令和3年度以降48万円以下

4. 対応

明日香村村税等過誤納返還金支払要綱に基づき、令和6年度分及び過去10年間の対象者について、還付処理を行います。

対象となった皆様には、課税誤りのお詫びの文書と、還付手続に関するお知らせの書面を併せて送付いたします。

5. 再発防止策

課税事務に係る手順を再確認するとともに、課税処理は複数職員による確認を行い、適切な事務処理に努めてまいります。

この記事に関するお問合せ先

住民課 住民税担当

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘2-1番地

 0744-54-2282（直通）